



提供年月日：平成 18(2006)年 4 月 12 日

部局名：琵琶湖環境部

所属名：資源循環推進課

担当者名：廃棄物指導担当 中村、上田
松村

内線：3 4 7 4

電話：077-528-3474

株式会社アール・ディエンジニアリング社等への措置命令の発令について

本日(平成 18 年 4 月 12 日)、株式会社アール・ディエンジニアリング社(栗東市小野)および同社代表取締役佐野正に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号、以下「廃棄物処理法」という。)第 19 条の 5 の規定に基づき、措置命令を発令しましたのでお知らせします。

今回の措置命令は、アール・ディエンジニアリング最終処分場西市道側平坦部に大量のドラム缶等が違法に埋め立てられていたことや、埋め立てられていた周辺廃棄物土の汚染が確認され、このことが生活環境の保全上支障が生じ、または生じるおそれがあるものと認められたことから、期限を定めて、その支障の除去を命じるものです。

記

1. 措置命令発令までの経過について

同社最終処分場西市道側平坦部(約 1,000 m²)については、県が指導し、平成 17 年 9 月 30 日および 12 月 16 日から 12 月 22 日までの間、同社に重機による掘削を実施させたところ、ドラム缶 105 個、一斗缶 69 個、廃油の入ったポリタンク 1 個および大量の木くずが埋め立てられていたことが判明(別紙 1 ~ 3 参照)しました。

県では、ドラム缶等内容物やドラム缶が埋められていた周辺廃棄物土等の分析を行うとともに、同社に対しては、廃棄物処理法第 18 条の規定に基づく報告の徴収などを行ってきたところです。

今般、このような調査の結果、違法埋立の状況を確認しましたので、生活環境保全上の支障を除去させるため、標記措置命令を発することとしたものです。

2. ドラム缶等内容物および廃棄物土等の分析結果について

(1) ドラム缶内容物等の推定

105 個のドラム缶の内容物を、その性状による推測から、コールタールや塗料系廃棄物または燃えがら等の 7 つに分類し、これら分類したドラム缶の一部から試料を採取し、赤外分光光度計や蛍光 X 線分析計等を活用し、内容物が何であるかを

確認しました。

確認結果は、当初推測した内容物と大きな違いはなく、ドラム缶内容物は、「コールトール」、「塗料系廃棄物」または「燃えがら」などと推定されました。

また、一斗缶の内容物については、ドラム缶内容物と同様に分析したところ「塗料系廃棄物」と推定され、ポリタンク内容物については「鉱物油（潤滑油）」と推定されました。

いずれも安定型産業廃棄物最終処分場では埋立処分できない廃棄物であると判断しました。

（２）廃棄物土等の分析

ドラム缶等が埋め立てられていた場所の廃棄物土等が、ドラム缶等の内容物により汚染されている可能性がありますことから、周辺の廃棄物土を採取し分析調査を行いました。（分析結果は別紙４～５のとおり）

分析結果からは、周辺廃棄物土の一部に埋め立てられたコールトールなどの漏出によると思われる油類汚染の廃棄物土、土壤環境基準を超過したダイオキシン類を含む廃棄物土、地下水環境基準を超過するシス-1,2-ジクロロエレンやベンゼンを含む浸出水を確認したところです。

これら廃棄物の埋め立て処分は、産業廃棄物処理基準に違反しており、また、この行為により生活環境を保全上の支障が生じ、または生じるおそれがあると判断しています。

３．措置命令の内容等

（１）措置命令の対象者について

廃棄物処理法第 19 条の 5 第 1 項第 1 号に規定する当該処分を行った者として、株式会社アール・ディエンジニアリングおよび代表取締役である佐野正に対し、措置命令を発しました。

（２）措置命令の内容について

別紙 6 のとおり

別紙 4 RD西市道側平坦部廃棄物土調査結果

溶出試験

分析項目	土壌溶出量基準(mg/l)	A	B	BC	C	D	E	F		G	GH	H	HI	I	J	K	L
		RD1216A	RD1216B	RD1221BC	RD170930	RD1216D	RD1216E	RD1216F	RD1220F	RD1216G	RD1219GH	RD170930	RD1219HI	RD1217I	RD1217J	RD1217K	RD1217L
カドミウム	0.01	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	0.002	<0.001	<0.001	<0.001	0.005	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
鉛	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
ヒ素	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.009	<0.005	<0.005
総水銀	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ふっ素	0.8	0.79	0.72	1.5	2.2	0.33	0.46	1.0	0.46	0.79	0.56	0.56	0.76	0.54	0.46	0.56	0.58
ほう素	1	0.2	0.3	0.3	0.2	0.1	0.1	0.3	0.1	0.1	0.1	<0.1	0.1	0.1	<0.1	0.1	0.1
PCB	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
トリクロロエチレン	0.03	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
テトラクロロエチレン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.011	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
ベンゼン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001

含有試験

分析項目	土壌含有量基準(mg/kg)	A	B	BC	C	D	E	F		G	GH	H	HI	I	J	K	L
		RD1216A	RD1216B	RD1221BC	RD170930	RD1216D	RD1216E	RD1216F	RD1220F	RD1216G	RD1219GH	RD170930	RD1219HI	RD1217I	RD1217J	RD1217K	RD1217L
カドミウム	150	<15	<15	<15	<15	<15	<15	<15	<15	<15	<15	<15	<15	<15	<15	<15	<15
鉛	150	52	170	1000	220	21	29	<15	380	70	<15	28	62	340	20	41	380
ほう素	4000	<400	<400	<400	<400	<400	<400	<400	<400	<400	<400	<400	<400	<400	<400	<400	<400
PCB		<0.01	<0.01	<0.01	0.26	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.02	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
油分(n-ヘキサン抽出)	-	2100	7600	14000	18000	4400	8500	2600	13000	5200	640	2500	6500	2200	5800	1100	17000
油分(海洋投入処分法)		-	-	-	1.9	-	-	-	-	-	-	0.7	-	-	-	-	-
ダイオキシン類	1000	12	84	1200	120	3.7	15	0.82	24	34	2.8	8.1	39	6.0	1.4	11	32

注：ダイオキシン類の単位はpg-TEQ/g

別紙 5

RD西市道側平坦部浸出水調査結果

	地下水 基準(mg/l)	A		C	E F	F	G
		RD1216A	RD1222A-02	RD1216C	RD1220EF	RD1216F	RD1216G
pH	-	7.8		7.6	7.2	7.6	7.9
電気伝導度	- (mS/m)	161		179	146	127	143
カドミウム	0.01	<0.001		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
鉛	0.01	<0.005		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
ヒ素	0.01	<0.005		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	0.0005	<0.0005		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ふっ素	0.8	0.34		0.41	<0.08	0.13	0.24
ほう素	1	1.6		0.9	1.0	0.9	1.0
PCB	ND	ND		ND	ND	ND	ND
トリクロロイレン	0.03		<0.002		0.002		
テトラクロロイレン	0.01		<0.0005		<0.0005		
シス-1,2-ジクロロイレン	0.04		<0.004		1.1		
ベンゼン	0.01		<0.001		0.055		
油分	-		0.6				

注) 水に溶け込んでいる物質の濃度を測定するため カドミウム～ほう素までの項目についてはろ過後で分析した。
なお、ろ過は1 μmのフィルターを使用した。

被処分者	<p>1. 滋賀県栗東市小野 7 番地 1 株式会社アール・デイエンジニアリング</p> <p>2. 滋賀県栗東市上砥山 2 9 2 番地の 1 佐野 正</p>
行政処分 の内容	<p>産業廃棄物の撤去等に係る措置命令（法第 19 条の 5）</p> <p>[命令内容]</p> <p>滋賀県栗東市小野 7 - 2 の一部、8 - 1 の一部（株式会社アール・デイエンジニアリングの最終処分場西市道側平坦部）</p> <p>(1) 上記措置対象地において埋め立てられた安定型最終処分場では埋立処分できない産業廃棄物が入ったドラム缶、一斗缶ポリタンクおよび木くずを除去し、適正に処理すること。</p> <p>(2) 当該ドラム缶等の違法な埋立処分により汚染された土および廃棄物等を除去し、適正に処理する等、生活環境の保全上支障を生じないよう対策を講じること。</p> <p>[命令を行う理由]</p> <p>上記措置対象地において、安定型最終処分場では埋立処分できない産業廃棄物が入ったドラム缶等および木くずを埋立処分した行為は、法第 14 条第 12 項に違反しており、また、当該産業廃棄物の漏出等により、周辺の土および廃棄物等において、油類による汚染や土壌環境基準値を超えているダイオキシン類が認められ、生活環境の保全上支障が生じ、または生じるおそれがあるため。</p> <p>[履行期限]</p> <p>(1) 命令内容(1)において、ドラム缶、一斗缶およびポリタンクについては、平成 18 年 6 月 30 日までに履行すること。</p> <p>(2) 命令内容(1)において、木くずについては、平成 18 年 9 月 30 日までに履行すること。</p> <p>(3) 命令内容(2)については、平成 18 年 9 月 30 日までに履行すること。</p>
その他	<p>[措置の実施計画書の提出]</p> <p>命令内容(1)については、平成 18 年 5 月 15 日までに、命令内容(2)については、平成 18 年 6 月 30 日までに提出すること。</p>